農業経営統計調査規則の一部を改正する省令

農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （調査期間）<br>**第四条**　調査は、農林水産大臣が定める調査期間について行う。<br>（調査事項）<br>**第六条**　調査は、次に掲げる事項について行う。<br>一　農業経営体が行う農業及びその他の事業に従事した者の性別及び年齢<br>二　（略）<br>三　経営耕地面積その他農業経営体が使用する土地の面積<br>四　農業経営体の財産に関する次の事項<br>イ　（略）<br>ロ　農産物及び農業生産資材の在庫量<br>ハ・ニ　（略）<br>五　（略）<br>六　農業経営体の収入及び支出に関する次の事項<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　農外収入及び農外支出<br>ニ・ホ　（略）<br>2　（略） | （調査期間）<br>**第四条**　調査は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について行う。<br>（調査事項）<br>**第六条**　調査は、次に掲げる事項（世帯である農業経営体（以下「個別経営体」という。）についての調査のうち農業経営に関与していない世帯員に関するものにあっては、第四号ハ及びニ並びに第六号ハに掲げる事項を除く。）について行う。<br>一　個別経営体にあっては世帯員の性別、年齢及び世帯主との続柄その他世帯における地位並びに世帯員の就業状態及び異動状況、個別経営体以外の農業経営体にあっては構成員の性別及び世帯の状況<br>二　（略）<br>三　経営耕地面積<br>四　農業経営体の財産に関する次の事項<br>イ　（略）<br>ロ　農産物及び農業生産資材の在庫<br>ハ・ニ　（略）<br>五　（略）<br>六　農業経営体の収入及び支出に関する次の事項<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　農外事業収入及び農外事業支出<br>ニ・ホ　（略）<br>2　（略） |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前に開始されている農業経営統計を作成するための調査については、なお従前の例による。

**○国土交通省令第八十九号**

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二十一条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　**吉川　貴盛**

動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （試験の免除）<br>**第九条**　（略）<br>2　第八条第一項第一号から第三号までに掲げる試験に合格した者であつて、同項第四号に掲げる試験に不合格となつたものについては、その者が同種の運転免許に関する試験を受ける場合において、引き続き行う当該試験の二回に限り同項第二号及び第三号の試験を免除する。<br>（報告徴収等）<br>**第十八条の二**　国土交通大臣又は地方運輸局長は、必要があると認めるときは、養成所の指定を受けた者に対し、講習の業務の実施状況及び講習の用に供する施設その他の物件について報告を求め、又は監査を行うことができる。 | （試験の免除）<br>**第九条**　（略）<br>2　第八条第一項第一号から第三号までに掲げる試験に合格した者であつて、同項第四号に掲げる試験に不合格となつた者については、その者が同種の運転免許に関する試験を受ける場合において、引き続き行う当該試験の二回に限り同項第二号及び第三号の試験を免除する。<br>（報告徴収等）<br>**第十八条の二**　国土交通大臣又は地方運輸局長は、必要があると認めるときは、養成所の指定を受けた者に対し、講習の業務の実施状況及び講習の用に供する施設その他の物件について報告を求め、及び監査を行うことができる。 |